

第1部 出願意匠の表し方の基本

意匠法で保護する意匠は、物品の形態であるので、物品と形態について、願書及び添付図面等によって明示することが必要です。

物品については、願書の【意匠に係る物品】欄に記載し、その記載だけでは物品が何であるかを認識できない場合は、【意匠に係る物品の記載】に使用目的、使用方法等を記載することが必要です。また、必要に応じ添付図面等に使用状態参考図等を記載します。

形態については、願書に添付する図面によって表します。また、図面に代えて写真または見本、ひな形によって表すこともできます。なお、形態について説明を必要とする場合（形態の一部又は全部が透明である場合、形態が変化する場合、大きさの記載を必要とする場合等）は、【意匠の説明】の欄にその旨を記載することが必要です。図の記載を一部省略した場合も、【意匠の説明】の欄にその旨を記載することが必要です。

以下、それらの記載方法についての基本的な点及び留意点について説明します。

